

災害被害状況調査に係る 応援協力に関する協定書

平成 31 年 1 月

大 崎 市
一般社団法人 宮城県測量設計業協会

災害被害状況調査に係る応援協力に関する協定書

大崎市長（以下「市」という。）と一般社団法人宮城県測量設計業協会会長（以下「協会」という。）は、大崎市内に地震、風水害、その他大規模な災害が発生した場合において、市が所管する公共土木施設等（道路・橋梁・河川・下水道・農業集落排水路・水道施設）の被害状況調査（以下「調査」という。）に対する応援協力に関し、市は、協会の応援協力が無償による社会貢献活動であることを理解し、次のとおり協定を締結する。

（応援協力の要請）

第1条 市は、調査のために応援協力が必要と判断したときは、協会に対し、調査に係る応援協力（以下「応援協力」という。）を要請することができるものとする。市は協会に対し、書面をもって協力要請をするものとする。ただし、急を要するため、書面をもって要請することが困難であるときは、口頭により協力を要請することができるものとする。この場合において、市は速やかに書面を作成し、協会に送付するものとする。

（応援協力の内容）

第2条 協会は前条により市からの要請を受けたときは、協定書の実施要領に基づき、できる限り速やかに被害箇所の調査を実施し、調査結果を市に報告するものとする。

（応援協力の連絡体制）

第3条 市及び協会は、あらかじめ本協定に基づく応援協力の連絡体制を定めるものとする。
2 前項の連絡体制を定めた場合又はそれに変更が生じた場合には、市及び協会は、速やかに相互に報告するものとする。

（経費の負担）

第4条 応援協力の実施に要する経費は、協会が負担するものとする。

（災害の補償）

第5条 この協定に基づく当該業務においては、第2条に掲げる業務に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償については、当該業務従事者の使用者の責任において行うものとする。（当該業務従事者を雇用している会社の代表）

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、市と協会が協議の上、定める。

この協定を証するため、本通2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年1月8日

宮城県大崎市古川七日町1番1号

大崎市長

伊藤康志



宮城県仙台市青葉区本町三丁目6番17号

一般社団法人 宮城県測量設計業協会

会 長

遠藤敏雄

